



島根県報

平成30年6月29日（金）

号外第92号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第458号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	出雲平田線	出雲市武志町335番1地先から同町323番2地先まで	前	メートル 6.85～ 9.23	メートル 97.92	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	11.35～ 17.63	97.92	
"	大田桜江線	邑智郡川本町田窪944番4地先から同640番1地先まで	前	4.08～ 11.25	260.00	邑智郡土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	8.83～ 30.95	260.00	
"	"	邑智郡川本町田窪639番6地先から同551番2地先まで	前	4.22～ 12.61	160.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.22～ 15.45	160.00	

島根県告示第459号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町伊萱958番7地先から同712番1地先まで	メートル 787.00	平成30年 7月2日	雲南県土整備事務所	

島根県告示第460号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲三刀屋線	出雲市上島町和田3752番3地先から同番1地先まで	メートル 52.00	平成30年 7月2日	出雲県土整備事務所	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1619番3地先から同番5地先まで	60.00	平成30年 6月30日	県央県土整備事務所	